

岩美町空き家活用による定住支援活動交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩美町空き家活用情報システムに登録されている物件（以下「登録物件」という。）に入居した者が、入居後において地域に円滑にとけ込めるよう、自治会・区・町内会・集落等が率先して入居者の受け入れを行う活動について交付金を交付し、地域の活性化を推進することを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 この交付金の交付対象団体は、第1条に定める支援を主体的に率先して行う自治会・区・町内会・集落等の自治組織とする。

(交付対象事由)

第3条 この交付金の交付対象事由は、次の各号に定める要件を全て満たす場合とする。

- (1) 入居者が登録物件へ入居後に住民登録を行うこと
- (2) 入居者が登録物件へ入居後に当該物件の所在する地域の自治会・区・町内会・集落等の自治組織に加入すること

(入居者の要件)

第4条 この交付金の交付対象となる入居者は、岩美町に転入し、3年を経過しない日までに自治組織に加入した者（ただし、転入する直前2年の間に岩美町の住民基本台帳に記録されたことのある者を除く。）

(交付金の額)

第5条 この交付金の額は、50,000円とする。

(交付金の申請)

第6条 この交付金の交付を受けようとする団体は、交付申請書（様式第1号）に入居者の転入に関する確認調査の同意書（様式第2号）を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、第6条による交付金の交付申請があったときは、当該交付申請について、第2条から第4条に掲げる内容等について審査し、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 町長は、交付金の交付の決定をしたときは、申請者に対して交付金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付金の交付の申請をした者は、交付金交付決定通知の交付を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受理した日から20日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付金の交付)

第9条 交付金の交付は、交付決定団体からの交付金交付請求書(様式第4号)を受理した日から30日以内に行う。

(交付金の返還)

第10条 町長は、申請団体が偽りその他不正な手段により、交付金の交付を受けた場合は、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から適用し、平成22年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和7年3月31日まで適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和7年3月31日まで適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に転入した者の入居者の要件については、改正後の岩美町空き家活用による定住支援活動交付金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。